

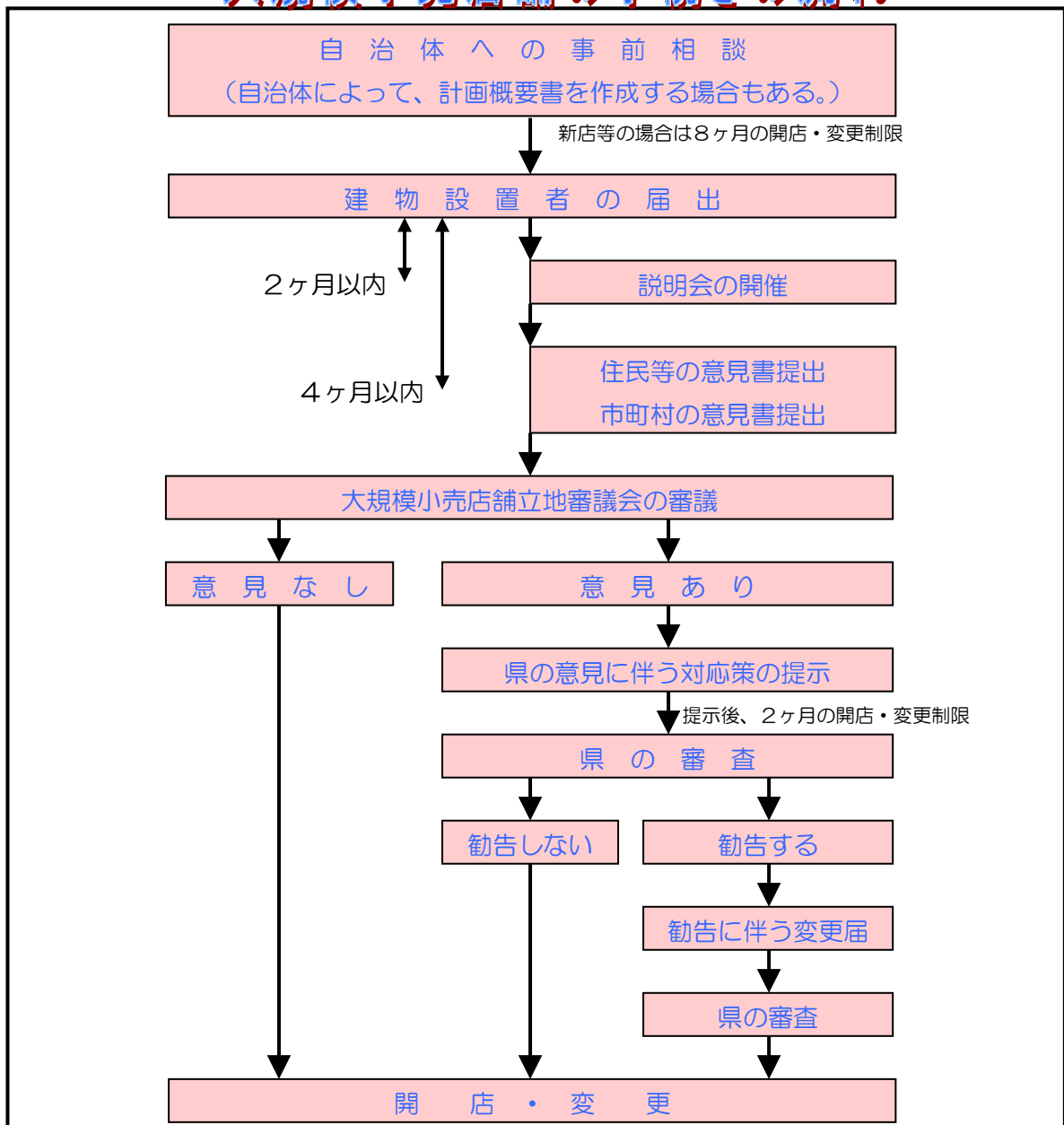


# 大規模小売店舗立地法の届出対応

店舗面積1000m<sup>2</sup>以上の大規模小売店舗(主にショッピングセンターや量販店)の新設(法5条1項)や営業時間の変更等(法6条2項)を行う場合、大規模小売店舗立地法の届出が必要です。

弊社では、自治体への事前相談から、関連機関との協議、届出書類の作成、騒音予測・測定、交通量調査・解析、住民説明会対応まで、トータルに届出手続きをサポートいたします。

## 大規模小売店舗の手続きの流れ



事前相談から届出・住民説明会までトータルでサポートします。

**●自治体への事前相談**

自治体へ大規模小売店舗の新設、営業時間の変更など届出前に事前の相談をします。自治体によっては計画概要書を作成し、提出いたします。

**●関連機関との協議**

都道府県、政令都市、警察など関連機関と協議をいたします。

**●届出書類の作成**

各自治体の様式に基づき、届出書類、図面を一式作成いたします。

**●騒音予測・測定**

騒音の総合的な予測（等価騒音レベル）、発生する騒音ごとの予測（夜間最大値）の予測計算を行います。また、必要に応じて、音源や計画地周辺の騒音測定を行います。

**●交通量調査・解析**

店舗周辺（予定地）の交通量調査を実施いたします。また、交通量調査結果を元に、交通解析を行います。

**●住民説明会対応**

住民説明会の開催、事前準備等、すべて対応いたします。

**株式会社 土木管理総合試験所**

担当部署： 環境部 調査課

〒388-8006 長野市篠ノ井御幣川 877-1 TEL 026-462-0414 FAX 026-293-4222

HP <http://www.dksiken.co.jp>

E-mail [sikenjo@dksiken.co.jp](mailto:sikenjo@dksiken.co.jp)